

岩手県監査委員告示第27号

財政的援助団体等監査結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第13号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 渕 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象団体名 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和3年12月9日
  - (2) 本監査実施日 令和4年2月8日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託契約に定められている法令に基づく建築設備及び防火設備の点検を行っていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和2年度に未実施となっていた建築設備及び防火設備の点検は、令和3年7月7日に実施した。 今後は、法令点検をはじめ各種点検の実施漏れがないよう実施状況確認表により定期的に確認し、適正に管理する。